

J. S. ミルにおける功利主義人間性論の修正

張 光 夫

1

完結型と変貌型というしばしば用いられる類型論をあてはめた場合、ジョン・スチュアート・ミルが後者のタイプに含まれる思想家であることはひろく承認されるであろう。それは、なによりも自己の知的生涯を回顧した「自伝」においてかれ自身が認めていることである。だが、「ミルの変貌がいかなる方向への、また、かれの精神的原点——ベンタム功利主義——からいかなる距離と軌跡をもった変貌であるのかという問題については、いろいろな評価がなされている。——「自伝」による克明な自己評価にもかかわらず。それはおそらく、対象となるミルの精神的労働の範囲がきわめて広範であったことと、かれの柔軟で鋭敏な知性が、時代の本質的諸問題をめぐる相異なる思想、学説を巾広く吟味し撰取していったことのために、明快な規定を拒否する複雑な巨大さをもっていることによるのだろう。一般的にいて、本稿の意図も、ミルの思想の変貌の方向と特質を明らかにすることにある。ただし、本稿ではそれをきわめて限定されたかたちで試みることになるだろう。より具体的には、ベンタム功利主義の使徒であったミルが、「自伝」によって著名な「精神の危機」を経過して、思想の原点から乖離していったその仕方と方向を思想の一基底部分である人間性論に焦点を合せて追究することにある。かつ、それは、倫理学説史的関心からではなく、ミルの思想の他の部分——より社会的な——を含んだ総体的把握、さらには、より長期的な思想の変遷の過不足のない評量を補完するという志向のもとでの試みである。またこの問題を対象に即して再構成してゆく場合の枠組として、従来なされて

きた、道徳哲学と別箇の範疇として定立される人間性論という取り扱いを避けて、道徳哲学の部分を人間性論に包含して扱いうるという意味で、行為一価値論という視点を採用することにしたい。

自ら「わが精神史の一危機」とよんだ時期〔1826—27年20才の頃〕を転機として、ミルはベンタム主義の忠実な信奉者としての位置から離反する。その時期にかれを襲った憂うつ症的徴候は、極度に精神的な理由から生れたものであった。それは、分析的、論理的、社会科学的学問のみによって父ジェームスから訓育された「理屈をいう機械」としての自己に対する、基層的には気質的な、具体的には観念上の反動であった。かれがこの精神的閉塞状態を打開しえたのは、従来の自己の知的資産に見出しえなかった諸観念に積極的に接触することによって、いいかえれば、自己の既存の信念体系を距離化することによってであった。選挙法改正への政治的うねりのたかまりの中で、哲学的急進派の一員として対外的には講演、討論や雑誌への執筆というかたちで活動を続けながら、ミルの内面にはベンタム主義とは異質なものが、漸次蓄積されていった。

ミルの思想的変貌を触発した諸観念のうちで重要なものは(1)コールリッジ Samuel Taylor Coleridge, 1772—1834, に象徴される観念論的 idealistic な人間観と伝統主義的社会観、(2)サン・シモン派およびコント August Comte, 1798—1857, の発展的歴史観、(3)ワーズワース William Wordsworth, 1770—1850, に代表される——コールリッジはこの項目にも関連する——ロマン主義的文学観、であったということが出来る。それは各々異なった領域における、さまざまな様相をとった思想であったが、経験主義的、合理主義的精神に対立的だという基本的性格におい

を一括することの可能なものである。滔々としてミルの開かれた精神に流れこんできたこれらの観念は、それではいかなる変貌をかれの人間性論の上に加えただろうか。

2

「人間性の本質はいかなるものであるか」という人間性論の領域における根源的設問は「人間を行為させるところのものは何であるか、行為はいかなる構造を通して生起するか」という設問におきかえることができる。この置きかえによって、当為的認識の規準にかんする道徳哲学の領域を、価値の問題として前者の理論構造の内部に包摂することが可能となる。その場合、価値は、行為を特定の具体的行為として生起するにあたっての、対象の選択（志向）と適合的通路（手段）の選択に介入する要因として位置づけられるだろう。

さて、ミルの思想的変貌を究明するためには、それ自体の考察に先立って、原点としてのベンタムの理論を本稿の課題が要求する範囲内で理解しておく必要がある。

ベンタムの価値論は、かれが不動の確信をもって定立した二つの原理、すなわち、人間性の本質は快楽を求め、苦痛を回避するということにつきという事実認識としての快楽主義原理 hedonistic principle と、正邪善悪の公準は関係当事者（行為者と他者）の快楽、苦痛の大小以外にはありえないとする当為認識としての最大幸福原理 principle of greatest happiness=功利性の原理 principle of utility と、それからの演繹的証明によって構成されている。¹⁾ この第一原理は「それ自ら以外の一切のものを証明するために用いられるところのものは、それ自ら証明されることができない」²⁾ ものとされているが、「たとえどれほど愚かな、あるいはつむじ曲りの人間にせよ、生きている以上その生活の多くの、いや恐らくほとんどの場合にこの原理に従わなかったような人間はかっていたこともないし、現在もない。人体の自然的な構造のために、その生活の大半の場面において、人々は一般に、それと気づかずに、この原理を自己のものとしているのである」³⁾ との

べられている限りにおいては、実生活の感性的経験——現実の利害に鋭敏であり、そのこと自体に自信を抱いている上昇期の中産市民階級の——に実感的に依拠したものであったとすることができる。因襲と繁雑に満ちた既存の法と裁判慣行を合理化=民主化しようという、実践的・改革的意図に導かれつつ、この原理の上に、快楽、苦痛の源泉としてのサンクション（第3章）、快楽・苦痛の測定規準（第4章）、快楽・苦痛の分類（第5章）、感受性に影響する諸事情（第6章）についての理論を展開することによって、ベンタムは体系性と近似的実効性をそなえた価値の理論——かれ自身はそれを動態的 dynamical 部分としての行為論に対して病理学的 pathological 部分とよんでいる——を完成した。

ベンタムは、価値=快楽・苦痛を分類して単純なものだけでも——それが心理学的見地からすべて単純といえるかどうかには疑問があるが⁴⁾——14種の快楽（感覚 sense, 富 wealth, 熟練 skill, 親睦 amity, 名声 good name, 権力 power, 敬虔 piety, 慈愛 benevolence, 悪意 malevolence, 記憶 memory, 空想 imagination, 期待 expectation, 連想 association, 休息 relief）と12種の苦痛（欠乏 privation, 感覚, 臆病 awkwardness, 憎悪 enmity, 悪名 ill name, 敬虔, 慈愛, 悪意, 記憶, 空想, 期待, 連想）を列挙している。⁵⁾ これと関連して、それらの快楽・苦痛の源泉として考えられているのが4種のサンクション（自然的, 政治的, 道徳的, 宗教的）である。それは、「人間を拘束する、いいかえれば、一定の行為様式を守らせるようにするために役立つところのもの」⁶⁾ という語義からうかがえるように、人間の義務力の根源であり、一定の行為様式と結合することによって、動機の源泉となるところのものである。それは人間の行為が赤裸々な利己的行為の範囲に限局されえないゆえんを解明するものであり、立法者が社会改革の槓桿として利用しうるものである。4種のサンクションの中で、実際に有効に利用しうると考えられるのは、権力あるいは特定組織による合法的制裁であるところの政治的サンクションと、世論によるインフォーマルな容認、排斥であるところの道徳的サンクションであ

った。⁷⁾ また自然的サンクシヨンは、他の3種のサンクシヨンを必ず經由する——個人の感覚を通過する——という意味で重要性をもつものであった。⁸⁾

ベンタムの価値論の大きな特色は、快樂、苦痛としての価値がすべて感覺的に経験されると考えた点、また、個々の行為にともなう快樂、苦痛はそれぞれ1単位として数えられそれゆえ論理的には数量的処理——「快樂計算」felicific calculus——の対象と考えられているところにある。その評量は7種の測定基準(快樂、苦痛の(1)強度 intensity, (2)持続度 duration, (3)確實度、不確實度 certainty or uncertainty, (4)遠近度 propinquity or remoteness, (5)豊富性 fecundity, (6)純粹性 purity, (7)範圍 extent)によって行なわれることになっている。⁹⁾ とくに最後の当事者数としての「範圍」は、快樂計算の社会性を保証する規準として注目しに値する。このようにベンタムの価値論は論理としてはきわめて実証性のこいものであるが、数学的厳密さをもってそれを具体的事例にあてはめることは行なわれていない。ベンタムの説明によれば、それはそのような意味での適用を目的として組立てられたものでもなく、また實際上その必要のないものである。その理由は、文明社会における慣習、法律などいわゆるの社会規則 social rules の存在によって、個別的行为の価値の算定は免除されうることになり、それを価値規準として採用する——考慮することによって、近似的により正当な行為の評価(個人道徳上、法規定、法解釈上の)を実効的に確保すれば目的は達せられたことになるからである。¹⁰⁾ 批判的にいえば、ベンタムの快樂計算が検証段階で明らかに理論的一貫性を欠いていたのだから、それによってかれの功利主義体系は崩壊したも同然であるということもできるだろう。しかし、立法の民主主義的改革という実践政治的目標との関連においては、「近似性」という理由づけによって難点を回避しつつ功利の原理の演繹的帰結を一貫して維持することが、かれにとってまさに第一の要請であったことによる部分弱点と解釈する方が妥当ではないだろうか。

価値の規準とその分類についての論議を補完す

るかたちで置かれている行為の図式は、それではいかなる構造をもっていたらうか。そこで要求される関係概念——図式の構成要素——としてベンタムは(1)行なわれた行為 action それ自体、(2)それが行なわれる際の事情 circumstances, (3)その行為にともなっていたかもしれない意図 intentionality, (4)行為にともなっていたかもしれない意識 consciousness, (5)行為を生み出したところの動機 motives, (6)行為によって示されるところの一般的な性向 disposition という6つの要素を考えている。¹¹⁾ これらの関係概念に依拠して状況における行為の生起を組立ててみれば次のようなことになる。すなわち、当該行為を圍繞する客観的な因果関係の連鎖としての事情の圏内において、状況にかんする一定の認知としての意識をそなえた行為者が、行為傾向としての性向によって蓋然的に規定された行為せしめる力としての動機から生み出された、結果に対する予期と行為自体への意識としての意図によって、特定の実質的結果に帰結するところの遂行をなす。この行為図式において価値の領域をその中に包摂する重要な概念は動機である。定義された動機は「なんらかの種類¹²⁾の行為を生み出すのに、あるいはまたこれを防止するのに与って力あるところのなんらかのもの」¹²⁾ となっているが、要するにそれは、行為するように人を拘束する力として予期的に作用する快樂・苦痛にほかならず、サンクシヨンを源泉とし、意図に転化する行為の原動力なのである。そして行為の直接の原因である意図は、事情と状況認知としての意識ならびに健康、体力、大胆さ、身体上の欠陥、知識の量と質……以下32種にのぼる「感受性に影響を及ぼす諸事情」とともに媒介変数として従属変数としての行為の結果に先行する位置にある。そのことから察せられるように、ベンタムは、行為の動機ならびに意図とその結果とを峻別している。ある動機—意図によってなされた行為の結果は、上にあげた媒介変数の作用によって予期としての意図とは必ずしも一致しない。現在の語法でいえば、ベンタムには個人のレベルでの機能的認識が存在していたのである。そのことからベンタムは、行為の客観的事実認識のためには動機—意図の究明が必要であるけ

れども、価値判断にかんしては行為の結果だけが考慮されるべきだとした。快樂計算とはこの段階で適用されるべき手続きである。すなわち、ある行為の結果としてもたらされる快樂が同時にある苦痛を超過している程度に応じてその行為は是認され、逆の場合それは否認されるのである。それゆえ、行為することそれ自体や、動機一意図の是非は行為の結果をまっとう判定されるものであって、それから切り離して考えられる際には中性的なものなのであった。¹⁸⁾ 行為を力学的に把えたベンタムにとって、「心情の倫理」Gesinnungsethik (マックス・ウェーバー) は問題とするに値しないものであったといえる。

行為の構成要素である性向、動機、意図、意識のそれぞれについてベンタムが行なっている綿密な分析にはあえて立ち入らないとすれば、以上でベンタムの行為の構造を概観したことになる。価値論の部分を含めてそこにわれわれは徹底した合理主義的、経験主義的、個人主義的思考の跡を見出すことができる。こうした特色は、それからほぼ予想しうるよう原子論的社会観とうらはらなものであることを念のために指摘しておこう。¹⁴⁾ その点を含めて考えてみると、ベンタムにおいては、行為の目的と手段を個人的に拘束するかたちでの規範＝サンクションは考えられているけれども、社会実体観をバックに成立する総体的規範というものは、当然のことながら考えられていない。パーソンズが指摘した功利主義行為理論の難点——行為の目的としての価値の非階層的散乱性 randomness と価値それ自体の形成過程にかんする論理の不在¹⁵⁾——は、いまのべたこととの関連においてもたらされてくるのである。

以上でその骨格を示したベンタムの理論に対して「背教者」としてのミルはどのような理論を対置させているだろうか。ミルの場合ベンタムの中に見出されたような構成をとったものがないので、いくつかの著作の中からぬき出して再構成するほかないのだが、その前にミルがベンタムの思想を一般的にどのように評価しているかを見てみよう。ミルがベンタムについてもっとも大きく評価しているのは、ベンタムの理論が政治的、法律的改革において発揮しうるであろう現実的有効性

という点である。ベンタムが既成制度の徹底的批判者であり、しかも破壊的批判家に止まることなく、代置しうる原理と理論と政策を構築することによって批判したところにミルはその偉大さを見出している。そしてその提案が現実の改革の動因として寄与した機能の面についても。¹⁶⁾ しかし、この肯定的評価は、別の角度からすれば「社会制度のたんなる実務的部分 business part を組織し規律する方法を教える」¹⁷⁾ 以上には多くを出なかつたものというかたちで、貶低される。別の角度とはなにか、ミルはいう、「道徳的影響に関係せずに理解できることや処理できることならば、ベンタムの哲学は(社会改革について)同様に有用である。しかし、このような影響が考慮されなくてはならない場合には、それはゆきづまってしまうのである」¹⁸⁾。ミルのベンタムに対する批判は、もっぱら、人間性と道徳にかんする領域、すなわち行為論、価値論の領域をめぐって放たれることになるのである。

もともと、この領域においても、ミルはベンタムの思想にことごとく批判的であったわけではもちろんない。ベンタムの定立した第一原理、功利の原理＝最大幸福の原理——行為は幸福の促進に役立つのに比例して正しく、幸福に反することをうみだすのに比例して悪であるという命題としての——が、道徳の基礎——価値と行為の公準——として擁護されるべき唯一の原理であるという点にかんしては、ミルは終始変らぬベンタムに対する共鳴者であった。また行為論、価値論の基底となる認識論の領域において、ベンタムが強く排撃した直観主義 intuitionism の立場を同様に相容れぬ社会的にも有害なものとして攻撃する¹⁹⁾という点でもミルはベンタム陣営の一員でありつづけたことに注目しておかねばならない。しかし、実質的には、行為論、価値論の重要な点について、かれによってベンタム功利主義は大きく修正されることになった。

価値論の部分でのもっとも著しい修正は、快樂＝幸福にかんして質的差違が存在するという見解を導入した点に見出される——「ある種の快樂は他の種の快樂よりも望ましく価値があるという事実をみとめることは功利の原理とまったく両立し

うる——その他のすべてのものを評価するときには質が量とともに考慮されながら、快樂の評価は量のみによるべきだと想定するのはばかげている」²⁰⁾。質的に高級な価値として考えられているのはなにか。それは、非享樂的、非利己的な道德的価値ないしは美的価値としての精神的価値であったといえる。ここではもはや幸福は満足と同義語ではなく、自己犠牲としての苦痛を含むことさえありうるものとして措定されていることに注目すべきである。²¹⁾ そしてこのことは、ミルにおいては功利の原理=最大幸福の原理が「行為者自身の幸福ではなく、関係者すべての幸福である」²²⁾ というベントムにおけるそれと比較した場合の利他的側面への重心の移行と対応しているのである。これはまったく根本的な修正であった。なぜならそれによってベントム体系の中心部分である快樂計算の基礎がまったくくぼわれてしまうことになるからである。「快樂の量において等しければ、ピンを押すことは詩作と同様に善である」²³⁾ というベントムの等式はもはや成立しえない。しかもなお、それが功利の原理と両立しうる——幸福の促進と減退を規準として行為の善悪を評価するという命題に一致しうる——と主張する場合、ミルはいかにすれば快樂=幸福の価値を測定しうると考えているのだろうか。かれに従えば、それは「両方(低級な快樂と高級な快樂)を熟知している人々の、全体の投票によって」²⁴⁾ 可能とされる。すなわちその評価をなす資格のある人とは「経験の機会をもち、自己意識と自己観察の習慣が必ずそれに加わり、比較の手段が十分にそなわっている」²⁵⁾ 人、つまり人生知と教養をそなえた人になる。そこに見出される知的エリートのおいさをここで問わないとしても、それだけでは、ミルが相容れないものとして批判した直観主義と異なるところがないと考えられるだろう。その難点を回避させるものが「全体の投票」すなわち多数決である。それによって個人主観性は主観共通性 inter-subjective というかたちでの客観性を獲得するはずのものであった。もとより快樂=幸福が主観性から離れえないことは自明である。ベントムが「快樂と苦痛に影響を及ぼす諸事情」の章を設けたのはそのことにほかならない。しかしベン

タムでは、快樂=幸福の価値測定は(1)等質性と(2)結果としての行為と(3)立法改革者の視点に支えられてそれなりの客観性がそなわっていた。いま問題としているのは(1)だけについてであるが、主観共通性の論理で補強するにせよ、等質性の放棄は価値評価の客観性をベントムのそれより弱くしている点は否定できない。批判を受けやすいそのような測定の論理をとってまでミルが快樂の質的差違をあえて主張した理由はどこにあるか。それは、人間には先にのべたような質的に高級な価値を追求する能力がある——事実として、また可能性として——ということをやによりも強調しなかったからにはほかならない。そうした能力の存在の立証は、サンクションにかんする論議を修正することによって果されている。すなわちミルは、ベントムの想定していたような外的 external なサンクションと並んで良心 Conscience という内的 internal なサンクションを究極 ultimatle のサンクションとして想定したのである。²⁶⁾ ここでもミルは直観主義に近い位置にあるわけだが、この内的サンクション=良心の起源を生得的なものではなく獲得されたものだとして説明することによってそれから自己を区別している。そしてこのような精神能力の後天的な形成過程は連想心理学に依拠して証明されている。すなわちそれは、最初、目的(快樂=幸福)への手段として欲求されたものが、それ自体として欲求されるようになる(金銭、権力など)という心理的メカニズムの作用に帰せられる。²⁷⁾ そうした過程を経て形成されるかぎり、良心には「人工的な創造物」としてのもろさをまぬがれないことになるが、それが同胞と一体でありたいという欲求」としての「人類の社会的諸感情」social feelings of mankind という自然的感情に支えられているから不確実なものではないと考えられている。²⁸⁾ この良心の自然的基礎である社会的感情も、本能あるいは先験的能力としては説明されていない。それは社会——人間相互の接触と結合——によって形成されるものであり、「進歩する文明の影響」——接触と結合の増大——によって当然強められるはずのものであった。²⁹⁾ ここには、ベントムには見出せなかった人間性形成にかんする社会学的論理が働いている

ことは明らかである。³⁰⁾

以上のような価値についての質的区別、内的サンクションとしての「良心」の導入は、行為の図式についてはどのようなものとしてあらわれてくるだろうか。もっとも重要な点は、動機として外的サンクション以外に内的サンクションが作用すると考えたことによって、行為の志向と遂行がセルフ・インタレスト的目的——結果としての快樂の予測——と結合せずに生起する可能性が与えられたことである。ミルはベントムの人間性論を批判している中で次のようにのべている。「われわれの行為を決定する苦痛や快樂には、行為のあとにくるものもそれに先立つものもある。人間は何かをしたいと思った時に刑罰に対する恐怖や、犯罪行為の後に来る良心の苛責に対する恐怖から、犯罪を続けることを思い止まることがあり得るのは事実である。このような場合には、彼の行為は動機のバランス、換言すれば利益のバランスによって支配されているといってもある程度まで妥当であろう。しかし彼がその行為をしようと考えること自体からしりごみし、彼自身そのような行為をする立場におかれていると考えることが非常な苦痛となり、それについて長く考えていることができないために、犯罪を続けるための肉体的な力さえも持てないということがあり得るし、また十分にあり得るのである。彼の行動は苦痛によって決定されるのであるが、行為の後に期待される苦痛よりも、行為に先立つ苦痛によって決定されるのである。このようなことがあり得るばかりでなく、そうでなければ、人間は真に有徳であることはできないのである」³¹⁾。ここでいわれている「行為に先立つ苦痛」とは、内的サンクションとして作用する「良心」の苦痛にほかならない。ミルが認めた外的結果への顧慮に左右されない内発的動機にもとづく行為は、道徳的行為だけに限られたものではない。ミルがその中に含んだところのものは「廉恥と個人的尊厳の意識——すなわち、他者の意見に左右されず、あるいはそれを無視してさえも作用する個人的昂揚感と退落感。芸術家の情熱である美への愛。すべての事物の秩序、合致、調和と、それらの目的への適合についての愛。他の人間を支配するというような限られた形のもの

ではなく、抽象的な力、われわれの意思を実現させようとする力への愛。運動と活動への渴望であり、その反対物である安逸への愛と同様な影響を人生に及ぼす原理である行為することへの愛」³²⁾つまり、「(道徳的なもの以外の) なんらかの理想的目的それ自体のために追求される」³³⁾すべての行為であった。思うにミルがこうした言葉によって定着させようとした行為とは、マックス・ウェーバーが設定した行為の四類型の中で、価値合理的 Wertrational 行為に相当するものといえるだろう。すなわち「予想される結果を顧慮することなく、義務、名誉、美、宗教的使命、敬虔、またはその種類を問わずある仕事の重要性が彼に要求すると思われるものへの確信」にしたがう行為、「つねに行為者が自らに向けられていると信ずる命令に対する、あるいは要求にしたがう行為」³⁴⁾ という意味におけるそれである。ミルがベントムの行為類型に欠落しているとして顕示しようとしたのは、〈結果を考慮せず〉、〈ある絶対的価値を追求する〉というその特質において、まさに価値合理的な行為であった。しかし、ミルにおける価値合理的な行為は、一つの特殊な結果だけを顧慮されるべきものとして含んでいる。それは、一般的な、あるいはウェーバーが意味している結果の概念に包含されていない結果、ある絶対的価値を追求する行為が「行為者自身の性格形成と精神構造の上にもたらされる帰結」³⁵⁾ という意味での内的結果 intrinsic consequence である。³⁶⁾ (それに対して一般的意味での結果を外的結果 extrinsic consequence という語で表わすことができる)。一般には結果の概念に含まれていないこのようなことがらをあえて結果の一種とみなしたということ自体が、ミルの場合の価値合理的行為の究極価値がなんであるかをおのづから示している。それは要するに〈精神的発展〉と〈人格の完成〉ということなのである。ミルのベントム的行為—価値論修正の意義は帰るところこの点に到達するのである。そしてこれは、「精神の危機」以降のミルの各方面での思想を究明してゆくとそれに帰着するところの収斂点ともいうべきものなのである。このことについてくわしくふれる余裕はないが、たとえば経済学の領域における労働者階級や

社会主義に対する見解、政治の領域における代議政治論や思想、言論の自由の擁護などの論議の底に、いま指摘した〈精神的発展〉〈人格の完成〉という価値が、問題意識や目的意識として存在しつづけていることが指摘されうるのである。³⁷⁾ そのような関連はさておき、ミルにとっては、行為がもたらす結果＝社会的帰結の重要性もさることながら、その行為を遂行する行為者の姿勢がさらに重要であるという方向に行為一価値論の焦点が移行していることを、ここでなによりもよく理解しておきたい。功利の原理＝最大幸福原理に依拠するかぎり、そしてそれが「行為者自身の幸福ではなく、関係者すべての幸福」に力点がおかれたものであるかぎり、外的結果＝社会的帰結があくまで問題とされなければならない。かしそれと同時に、その行為が行為主体の高次な性格と純粋に内発的な動機に裏づけられたものであること、転じて、外的結果自体が、他者に対して、〈精神的発展〉と〈人格の完成〉に寄与しうるような要素を内包したかたちでもたらされることが要求されているのである。

ミルの行為一価値論の特質は以上のようなかたちで整理しうる。次にそれに附随して、それが功利主義とは相異なる他思潮に接触することによって上述の特質への転換を触発されたといわれている点について、いかなる関連のもとにそういえるかを考えてみたい。このことにかんしてまず考慮されねばならないのは、やはり当時文学の領域を中心に時代の一主要思潮となっていたロマンティズムとの関連であろう。ミルの場合、それはワーズワース、コールリッジという名前と結びついて問題となる。「自伝」によれば、ミルが「精神の危機」の渦中でロマンティズムと最初に接触したのはワーズワースの詩作を通してであり、そのことによってミルは人格＝内的教養の主要資産としての「感情の教養」culture of feeling の価値を体得した。³⁸⁾ このことはさらにほり下げて考えれば二つの意義をもっている。一つは、それによってミルにおける(有意味な)行為の範囲が拡大されたということである。ベントム主義者の立場からすれば、感情の豊かさは知的一合理的判断をくもらせるといふ望ましくない側面が強く意識

されていた。それに対してミルは感情が性格の望ましき形成にとって不可欠の要素であること、感情的行為に自体価値 intrinsic value がある——幸福感を伴ないうる——ことを実感的に認識した。³⁹⁾ 「ベントム論」に見出される人間行為の三つの側面——正不正にかんする道徳的側面、美にかんする審美的側面、愛にかんする同情的側面——という設定⁴⁰⁾は、この経験を経過せずには生れえないものであった。いま一つは、感情的行為の意義の認識は、そのまま、外的結果以外に行為を評価する必要が論理的に生れてきた、いわば行為の動機や行為それ自体が考慮されるべきものとなるに至ったということである。感情的行為とは、本来、道具的 instrumental な性質のものではなく完結的 consummatory なものであるから、結果の論理はここにおいては妥当しないからである。すでにみた、良心に導かれた主体の人格の形成を中核とするミルにおける価値合理的行為の重視は、上にのべたことと至近の関係にあるといえる。感情的行為と価値合理的行為はもちろん同一ではない。しかし、ウエーバーが示したように、この両者は「行為の意味が現在の成果の彼岸にあるのではなく、ある一定の行為そのものの中にある」点において共通しており、多くの場合、感情的行為は価値合理的行為への半途にあるものと考えられるからである。⁴¹⁾

ワーズワースに表象される詩的ロマンティズムとの接触が、ミルの行為一価値論の変貌に作用した事情は上のように解釈することができるが、同じロマンティズムの思想家でも、芸術作品を通してではなく、哲学的評論によってミルがその思想に接触したコールリッジの場合、それは異なったかたちでミルの思索に影響を及ぼしていると思われる。コールリッジはミルが特に関心を捧げた思想家であるが、かれは、詩人であるとともに芸術的創造を客観的に根拠づける包括的な世界観の構築を試みた文芸批評家、哲学者でもあった。また継続的に数種の定期刊行物に依拠して政治、社会問題にも論陣を張った。こうした多面性とそれを貫く本質的思考が当時の思想界の一面にかれの地歩を確立させ、信奉者を加えていわゆるドイツ・コールリッジ派 Germano-Coleridgian School

としての存在を示していた。ミルはコールリッジの論著のみならず、この派の論客モーリス Fred-eric Maurice やスターリング John Starling らとの交わりを通してその主張に親しく接触し、また多くの点で意見を異にしたとはいえそれを高く評価した。それはミルにとって「18世紀の哲学（合理主義、経験論——筆者）に対する人間精神の反抗（感情主義、観念論——筆者）」⁴²⁾ という大きなうねりの傑出した波頭として映じていた。1840年「ウェストミンスター評論」に発表された「コールリッジ論」On Coleridge, はミルのこの思想家に対する姿勢を示したものである。この評論の敘述を辿っていつてすぐに気のつくことは、ミルが大部分の頁を費やして論及しているのは、コールリッジの歴史哲学ならびに政治哲学の意義についてであって、人間性論や道徳哲学についてはわづかにふれているにすぎないということである。その短かい言及箇所において、ミルは「徳の外的目的はすべての人々の幸福の生み出しうる最大量である」「その適切な意味における幸福とは、ある人にふり当てられまたまたもたらされるところの快樂の持続および総量にほかならない」としたコールリッジの道徳哲学が、功利主義の見地とまったく一致しうるものだとのべて、⁴³⁾ その間に差異を認めていない。ただし、そこでミルが承認した共通性は、前述の自己転回を経過した自己の功利主義、つまり、外的結果のみならず、純内発的動機—良心をも行為評価の規準として重視し、幸福に精神的、人格的要素を包含したところの功利主義に対してという意味においてのそれであることに注意しなければならない。「コールリッジ論」ではふれられていないけれども、コールリッジの道徳哲学にかんする論述には、事実、ミルのそうした評価をさらに補強するような言説を見出すことができる。すなわちコールリッジは、達成価値=外的結果と心情価値=内発的動機の二者は補完的な行為の構成要素であると同時に相互不可分な道徳規準の構成要素であると考えていた。それゆえかれは、外的結果を内発的動機から切りはなして取り扱おうとする立場——かれの用語では「一般的結果説」the doctrine of general consequences——を「人が慈愛心 benevol-

ence に富むならば、善行 beneficent を行なわなくなるかのように想像することは火が熱の妨げになり、つきることのない泉が早ばつをもたらすだろうと恐れるのと同様にばかっている」と批判している。⁴⁴⁾ これは、行為が外的サンクシヨンによらず、内的サンクシヨン—良心にもとづいて生じしうると主張したミルの所論と同質のものである。このことから、ミルにおける行為—価値論の転換に対してコールリッジの道徳哲学が影響を及ぼしているということをかかなりの蓋然性をもって推察しうるのであるが、ミル自信はそのことについてなにものべていないので確認することはできない。先にのべたようにミルは「コールリッジ論」において、道徳哲学の領域にはまったく断片的にしかふれていない。われわれにとってはミルがほとんど看過しきつたがゆえに、影響力の連関を検索しにくいこの領域から、直接的には関係はないがかれが多大の関心をもって対象を取り扱っている歴史哲学、政治哲学の領域に眼を転じることによって、かえってわれわれの設問に対するある種の解答をひき出すことができるように思われる。

コールリッジの歴史哲学、政治哲学の核心をなしているものは constitution の観念である。コンスティテューションとは民族の過去における政治活動の蓄積された慣行であって政治を規制する基本原理であり、イギリスにおいてはその存在が畏敬をもってひろく認識され、権力者がその拘束に服従して自己抑制をもって支配したがゆえに、極端な攪乱・変動—歴史上の質的不連続—が生起せず、持続と進歩という対抗力の均衡の上に歴史の連続的發展がありえたとされる。⁴⁵⁾ それが政治的選択を外枠づける統合象徴としての機能を果すということは、同時にそれが国民の精神に伝統的価値として内在化していることを意味する。そのことによってそれは人間行為の標準となる規範でもあり、それが存在することによって各個人はセルフ・インタレストを超越した次元で行為することが可能なのだと考えられている。⁴⁶⁾ 問題を人間性の領域に限定すれば、コンスティテューションは歴史的に形成された伝統を内実とし、感性的経験の概念化である悟性 understanding を超越

した(歴史的)理性 reason によって認識される
ところの道徳的規準にはかならなかった。⁴⁷⁾ われ
われはここで、コールリッジにおいては、行為の
道徳性を保証する目標価値の成立が民族的歴史性
に由来するものとして把握されている点に注目し
ておこう。

再びミルに即していえば、イギリスではこのコ
ールリッジ学派に代表される18世紀思想(啓蒙主
考、ベンタムの功利主義)に対する19世紀の反動
思想の最大の功績は、「永続的な形態を有するあ
らゆる社会的存在にとっての本質的原理」⁴⁸⁾を
闡明したこと、すなわち、社会の成員を全体に從
属させる三つの条件に照明を当てたことに帰せら
れる。その三つの条件とは(1)「個人的な衝動と目
標とを、社会の目的と考えられることがらに從
属させる習慣や能力をもつ人間に訓練する」自己抑
制の規律 restraining discipline すなわち広義の教
育組織の存在、(2)民族神の信仰、卓越した指導
者への信頼、伝統的慣習や儀礼の尊重、観念的な
原理への帰依などによって発生する正統性観念と
しての忠誠心 allegiance or loyalty の機能、(3)地
縁、血縁的紐帯(生活共同)によって発生する人
間相互間の「共同利益の感情」feeling of common
interestとしての同類意識の存在、であった。⁴⁹⁾こ
こでミルによって積極的に評価されているもの
は、伝統的制度を意義づけた歴史的意識と、個と
しての人間性が、固有の時間——歴史と、有機的な空
間——社会に規定されつつ形成される経緯につ
いての認識であるということができよう。そし
てこの評価はそれ自体、理性による進歩を前
望的に定置する啓蒙主義の歴史観に対する、また
より直接的に、社会力学的なアトミズムによ
って個人と社会を把握するベンタム流の感
覚主義的経験主義に対する批判的反省となっ
ているのである。

すでにみたようなコンスティテューションの
観念に象徴されるコールリッジの歴史認識は、
伝統尊重という価値意識と融合し、それがそ
のまま行為の目的を導出する道徳規範の土
壌となっていた。それがミルの場合には、コ
ールリッジ思想との接触によってよび起され
た歴史的認識という視角そのものはかれの
内部に新しい思考態度——社会学への方向、
この場合にはさらにサン・シモン

派、コント思想との接触が問題とされな
ければならぬ——を形成する力として働
いてゆくわけであるが、コールリッジにお
けるように、そのまま道徳的価値の規準
に転化していくということとはな
かった。しかし、そうした直接的連関は
なかったにせよ、ミルの行為—価値論
における、価値合理的行為の顯示、内
的サンクションの作用力とその土壌と
なる人格の発展の重要性の強調とい
う前述の特質が、「人類の社会的諸感
情」に起源をもつ良心の観念を主要
な媒介環として構成されていること
を想起すれば、その特質は、やはり
ミルにおける歴史認識の成立と無
関係ではないといえる。歴史認識は、
コールリッジにおいては、行為規範
の内実それ自体であったけれども、
ミルにおいては、内実が充填される
べきうつつとして、つまり間接的に、
行為—価値論の転換をうながしたと
見ることができる。ここで、認識論
の領域においては、ミルはコールリ
ッジの本体論、またそこから導き出
された理性と悟性の強調的識別に断
然賛同せず、経験論の立場を固守
したことが注意されてよい。コール
リッジにおける歴史認識→伝統
価値→行為規範(伝統的行為⇔
価値合理的行為)の直接連関は、
そのような思惟に立脚して可能とな
っている。しかし、ミルにおける
歴史認識は、時間軸=伝統よりは空
間軸=社会を主軸として展開され、
アトムを超えた全体的存在のとり
入れ、セルフ・インタレストを超
えた共同体価値への志向、それを
可能ならしめる主体形成の意義の
強調という順列をよび起したと考
えられる。それはウェーバー的な
表現をとれば、個人的目的合理性
の単色の世界の限界超越であり、
経験主義に適合しうるかたちでの
価値合理的行為(そして感情的行
為)を包含した世界の拡大構成
であった。先にみたワーズワース
的な詩的ロマンティシズムの境地
と、コールリッジの歴史的境地と
は、ミルの内部におけるこの
拡大構成に対して、本質的に呼
応し合いながら異なった経路
から働きかけたといえること
ができるだろう。

3

最後に、これまでみてきたミルにおけるベンタ

ム的行為—価値論の修正の様態を、より広い時代的文脈の中にひたしてみても、その形成と機能を思想的に意義づけておきたい。

およそ、時代の刻印を帯びない思想というものはいずれもないはずである。一時代は同時代人に対して、政治・経済的、社会・文化的に共通の外枠を提供する。しかし、その内に営まれる主体の活動の領域と軌跡はきわめて多様な姿を示す。それは主体の社会構造内に占める客観的な位置——家族、交遊などの一次集団から、生活源泉としての職業組織、階級に至る所属集団——と、かれが価値・態度を投照する準拠対象——先行あるいは同時代の理念、主義、思想、自己を包絡させる個人あるいは集団など——との接点において、その主体に固有な——必ずしも唯一性を意味するものではないが——問題意識を発生させる。そして、思想とは、すぐれて、主体における問題意識とそれに対する解答提示とみなすことができるのである。

では、哲学的急進派として活動していた青年ミルに対して時代が解答を求めた問題とは何であったか。その時代とは、ナポレオン戦争直後の不況と弾圧の時期を経て、大工場制度を根幹として急速な展開をとげつつあった新しい産業秩序の確定期であるとともに、結社禁止法廃止（1824年）後形成されつつあった労働者階級の労働運動、社会主義運動と、中産階級中心の急進主義運動が、選挙法改正に集約される、経済的・政治的要求をにかけて台頭してきた時代であった。1850年代にビクトリアニズムと名づけられる体制的安定の上に定着するまでのその数十年間は真に一つの激動の時代であった。それゆえ、この時代の同時代人にとって解答提示が要求された共通課題は、インダストリアリズムとデモクラシーにいかに対応するかということであったといえるだろう。そしてその対応の仕方は、各人が帰属する社会階級に応じて基本的に相違してくる。青年ミルがその一員であった哲学的急進派は改革への実践性を糸とすベンタム功利主義と自由放任の経済学をもって理論武装し、商業主、製造業者、専門職など中産階級の要求であるインダストリー中心の「新しい英国」の確立を志向していた。そうして、そうし

た新産業秩序確立のために地主、貴族の特権の打破が必至であるかぎりにおいて、より平等な政治的権利の配分を要求するデモクラシーの路線に立つものであった。しかし、当時のイギリスには、1820年前後から、このブルジョア自由主義、ないし急進主義の潮流に並行して、それ以外にそれぞれの政治的勢力と抱合する、異なった思想傾向が存在していた。労働者階級に基盤をもつものとしては、(1)コベット William Cobbet, ハント Henry Hunt, らに代表される労働者急進主義と(2)ロバート・オーエン Robert Owen の影響下に形成された労働組合主義があり、他方、地主、貴族階級を基盤とし政治的にはトーリー派を中軸とする(3)保守主義的傾向があった。これらの諸傾向を、インダストリアリズムとデモクラシーへの対応姿勢という視角から測ってみると、それぞれ対照的な色合いが見出されるのである。まず窮迫化した自作農と職人層の心情を反映した(1)は、進展するインダストリアリズムなかならず機械に対して反抗的であり、その衝動的姿勢の中に共同体的デモクラシーへの志向をもっていた。それに対して同じく労働者階級を基盤としていても、工場労働者の要求と結合した(2)は、インダストリアリズムの出現それ自体は容認しながらも、その管理と組織形態ならびに分配の様式——生産関係的側面——を変革する社会主義的志向を示し、生産の場に密着したかたちでのデモクラシーを構想した⁵¹⁾。こうした下からの伸張する勢力に挑戦されつつあった体制勢力としての(3)は、伝統的秩序の美点を腐食するものとしてインダストリアリズムを根元的に攻撃する姿勢をとり、かつ「最良者 aristos の支配」を至上とする政治理念からの当然の態度としてデモクラシーの要求に対して防御的姿勢をとった。そしてこの政治的保守主義は、その萌芽を18世紀にまでさかのぼることができ19世紀に入るとともに文学の孤高な土壌を中心として開花し、1830年代に至って社会心理のレベルにまで拡大されていった感情主義的傾向なかなづくその中心をなすロマン主義とその心情を共有していた。このようにみえてくると、上記の諸勢力の分布図は、政治的、思想的に必ずしも右から左への横隊の配列を示していたわけではなく、例えば(1)

と(3)とはデモクラシーに対しては対蹠的地点に立ちながら、動機を異にしながらもインダストリアルリズムに敵対的である点で共通しているというようなかたちで、異なった諸勢力間に親近と対抗の複雑な交錯が存在していた。この流動的な諸勢力の相互関係は、選挙法改正の実現を顕示的契機とする新たな状況下において、中産階級勢力を軸として著しい変動を示すに至る。

難航のすえ成立した改正案は、選挙区制（指名選挙区の廃止、大都市への議席配分）と選挙資格（10ポンド戸主選挙権）とに大巾な改革をもたらしたものであり⁵²⁾、従来、インタレストを表明する公的なルートを与えられていなかった中産階級の要求をほぼ満足させるものであった。そしてそれは、「財産と知性を所有する」中産階級を体制内に編入して政治的安定を確保しようとする既成支配層の叡知の成功を証明するものでもあった。この新たな状況は当然のことながら中産階級のデモクラシーへの姿勢に転換をもたらした。いまやかれらは、権利獲得への熱望に衝迫される地位から、確保した権利への配慮に関心を抱く地位へと移行した。「これまで政府に対抗する陣列にあった富裕で有力な勢力の大部分は政府の側へとその所を変えた。中産階級、より正しくはその利益を代表するホイッグの貴族政治が発展しつつある資本主義の要求と完全に合致しながら英国を支配する自由を得たのである⁵³⁾」。この政治的変動は中産階級の精神的尖端であった哲学的急進派の姿勢にも影響を及ぼした。実現した10ポンド戸主選挙権はかれらが運動の旗印とした成人男子選挙権 Manhood Suffrage よりははるかに制限的なものであったにかかわらず十分な満足をもって容認された。かれらにとって、究極目標としての普通選挙権は革命的な社会不安をかもしだす民衆運動の威嚇に支えられてまで性急に強要する必要があるものとはみなされなかった⁵⁴⁾。法案通過までもかく保たれてきた労働者階級との統一は、現実の転回によってその基礎を失なうに至った。労働者階級との利害のくいちがいという現実政治過程における新状況は、対蹠的に保守勢力とそれにつながる思想傾向への政治的、心理的接近の可能性が準備されたことになる。本稿の主題であるミルの

思想的変貌——コールリッジ思想への接近にともなうベントム主義の修正——は以上のような時代の巨視的現実に対応し合うものであった。社会的現実から一見遠く隔たっていると思われる人間性論の領域にも時代は迂回的にその影を落しているのである。どのようなかたちでその関連づけが成立するかを考えるためには、ここでもまたベントムとの比較考察が必要とされるだろう。

すでに指摘したようにベントム功利主義は政治的実践性を基調としていた。ベントムがその構築に労を惜まなかった功利主義道徳哲学それ自体が特権に壟断された既成体制を根底から批判する基礎理論としての役割を意図的にになっていた。いいかえれば、ベントムにおける倫理的なものへの関心は、政治的なものへの関心に従属して必須化されていた。前節で考察したベントムの行為一価値論的特質——政治的、道徳的サンクションの重視、快樂・苦痛を量的に処理しようとする幸福計算外的結果を究極の規準として価値＝幸福を評量しようとする態度——は、この政治的関心の優位に内容的に照応しているのである。ベントムにあっては、快樂・苦痛＝価値の主観的差違の側面がえて捨象され、その普遍的斉一性の側面が重視され、その個人的、社会的最大量が達成されやすいかたちに——したがって特権排除的なかたちに——サンクションの体系を制度的に確立することが最大の関心事であった。（所有の）「安全」security をあくまで確保しつつ、当時においては確実に「平等」（最大幸福の物質的増大）の方向に機能しうる経済活動の「自由」を要求した経済の領域にかんする政策的主張を含めて⁵⁵⁾、ベントムの時代的課題への解答提示は一貫して政治的世界とのつながりにおいてなされたのであった。

それに対してミルの場合には、ベントム功利主義に対する自己批判、コールリッジに代表されるロマン主義への接近という転換それ自体が、ベントムとは逆に政治的な解答提示への努力に止まりきれない問題意識の拡充的移行を示すものであった。前節で概観した、当為や感情を完結的に志向する価値合理的行為の顕示、そのような行為を志向しうる人格の主体の形成の死活的意義の強調といった特質をもつミルの行為一価値論は、ベント

ムにおけるように政治的改革を基礎づけるものとしてではなく、それ自体において自立的に倫理的なものへの関心に依拠する人間性論を目指していた。とはいえ、そのことは、ミルにおける改革への政治的関心の放棄を意味するものでももちろんない。そこで問われているのは政治的なものと倫理的なものとの結びつき方であった。それはいかなる改革でなされるべきかであるという問題とともに、いかなる主体がそれをなすかという側面が看過されてきたことに対する反省をともなっていた。それはまた政治的改革をもって解決しきれない問題があるという意識の生成を示すものであった。「私が生涯を通じて主張した諸制度の改革もその多くが達成されたりあるいは達成にむかってふみ出したりするのを、私はそのころからその後にかけて見て来た。しかし、これらの変化には、私が前にはとても予想できなかったほどの、人類の幸福にとっての実にすくない利益しかともなわなかった。というのは、人間の運命のすべての改善の基礎になるもの、つまり人間の知的また道德的状态には、ほとんど進歩らしい進歩は見られなかったのである⁵⁶⁾」「人間の運命の大きな改善は、彼らの考え方の根本的な構成に大きな変化が生じないあいだは絶対に不可能である⁵⁷⁾」というミルの晩年の感慨はすでにこの段階においてすでにその萌芽をもってたとみることができる。このようにみれば、ミルにおける問題意識の焦点移行は時代を超越した人間存在の本質への洞察からもたらされたものとして解釈されるかもしれない。しかし、「時代の刻印を帯びない思想というものはありえないはずである」という知識社会学的観点に立脚するかぎりには、ここで改めてそうしたミルの主体的倫理への関心移行がいかなる巨視的状況の反映であり、またいかなる時代的機能を果すものであるかという設問がなければなるまい。いいかえれば、ベンタム功利主義の理念が思想の段階から運動の段階に進展しえた1820年代以降の時点において、政治的なものへの関心から相対的に自立的な、倫理的なものへの関心を定立するという試みがなぜ必要とされたか。それはいかなる意義をもつものであったかということである。

哲学的急進派の一員としての青年ミルにとって

本格的に進行しはじめたインダストリアリズムは基本的に肯定されるべきものとして捉えられた。この趨勢の政治的コロラリーであるデモクラシーもまた同様である。しかし現実にはインダストリアリズムの必然的一帰結である階級分化——労働者の階級的自立とその政治過程への入力——はデモクラシー＝政治改革の方式にかんして部分的協調可能性を内包する基本的対立を生みだした。選挙法改正の実現がこの微妙な均衡を変化させた顕著な分岐点であったことはすでにみたとおりである。ミルの自立的に倫理的なものへの関心傾斜は、いうならば、デモクラシーをめぐっての当時のこの変動をはらんだアンビヴァレントな政治状況に対する、外枠としては、哲学的急進派—中産階級的観点からする、個人的には、合理主義的知性的領域に偏向した生活史を経過した主体の観点からする迂回的な解決とみることができるのである。

デモクラシーの同盟軍としての労働者階級がその当時においてはとくに著しく無教養で騒々しい「下層階級」としての側面をもっていったことは明らかである。そうした状況の下で、すでにあげたような内容をもった倫理的なものへ傾斜していったミルの変貌からわれわれは「教養と財産」を保有する中産階級的位置の反映を、すなわち選挙法改正に象徴される政治的、経済的な編成動向の中で勃興しつつある大衆勢力を外在的に意識する、防衛すべき何ものかを所有する立場に帰着させる姿勢を見出すことができる。その姿勢は、デモクラシー＝改革は熱望されねばならない、しかしそれは全円的な教養とセルフ・インタレストを超越しうる高次的な人格主体によって遂行されなければならないという含意において理解されうるものである。すなわち、人間性という思想の一基底領域におけるミルの転回という事実を現実政治的文脈の中にパラフレーズした場合、その転回はベンタム的なデモクラシーに対する促進的同調の線から限定的同調の線への功利主義思想の変移という方向として規定されうるだろう。そしてその変移は、内生的契機よりは時代それ自体からもたらされる外生的契機によってより強く触発されたとみなす方が妥当な変移であった。

以上のような、時代の政治的文脈の中で、階級的基盤に結合させての位置づけ、いわば維持—変革の軸による位置づけに加えて、ミルの思想の特質づけに当っては、それに交差するいま一つの実感—知性という軸が考慮されなければならない。思想の存在被拘束性ということは、普遍的に承認されるべき命題であるとはいえ、その様式と度合は主として主体側の要因によって、巾広い許容範囲の内にあらわれる。とりわけ、主体の知的教養の水準は、抽象化によって、個有の現実的インタレストを超越させ、認識の相対的自立化を可能ならしめることによって存在被拘束性の度合を緩和させる作用を果す。幼時から父による知的英才教育を受け、青年時代を通じてもっぱらその時代を代表する知的エリートとの交流を生活の主内容としていたミルの思想は、まさにこうした現実を距離化した思想の一典型であるといつてよい。前章で考察してきたミルにおけるベンタム的行為—価値論の修正は、それをうながした基本的契機は、すでにのべたように時代の政治・経済的状況の内部での階級的位置に結びつけて解釈しうるものであるとしても、その修正の様態の中にそうした解釈だけでは裁断しきれない要素もまた含まれている。そうしたミルの思想の現実からの距離化を方法的にもっともよく表徴しているのは、半真理 half-truth の概念を通して提示されている認識の相対性についての自覚であろう。それは同志的党派性を脱却した後のミルの思想の一基調をなすものであって、後年の「自由論」における思想・言論の自由の論拠ともなっているものであるが、すでに早く、自立的思想家としてベンタムやコールリッジの思想を対象化して吟味しようとする際のかれの基本的態度に見出すことができるのである。事実認識と政策提示の両面にわたって多くの真理を含んでいることを認めながらベンタム理論のつきはなした再検討を試み、さらに、本質において対立的なコールリッジの思想に強い注目を払おうとするミルの態度には、個人的認識の部分性についての徹底した自覚と、それを媒介とするところの、人間的、社会的事象を可能なかぎり存在非拘束的な高みから把握しようとする認識自立性への強い志向がうかがわれる。そのようなミルの

態度は次に示すような叙述に明確にあらわれている。「人間と社会の研究者として、かくも困難な研究に際しての第一要件であるその困難性についての十分な意識をそなえている人ならば、そこにたえずつきまとう危険とは、虚偽を真理ととりちがえることではなくて、真理の一部を全体と誤認することにあるということに気づいているであろう。そして社会哲学における過去または現在の主要な論争は、ほとんどすべての場合に、双方が自ら否定する点においては誤っているけれども、自ら肯定する点においては正当であるということ、またおのおのが自己の見解の上に相手方の見解を附加することができれば、その学説を誤りないものにするのにそれ以上のなにものをも必要としないだろうということは首肯しうる考え方である⁵⁸⁾」。ここに見出されるのは、現実的、個別的インタレストを超越して、偏見なき認識者たろうとするきわめて主知主義的なミルの面貌である。この観点からする認識相対性の自覚が、伝統的な觀念や制度の適合的意義の重視—合理的認識の有限性への自覚—を基本的な思想の内実とするコールリッジの思想への接近を誘発する一契機となっているのである。そしてそのような認識方法上の親近性という側面は、ミルの思想的転回を前述のような階級的位置—現実利害—と結びつけてする説明からは直接すくい上げられないものである。別ないい方をすれば、先に引用したような思想の半真理性についての認識を通して、より高次の認識は、時代の中で相争う主要な対立的思想を補完的に総合することによってえられるという意識が生まれたと考えると、ミルのコールリッジに代表されるロマン主義的傾向への接近は、そうした次元に到達しようとするきわめて主知主義的な志向に発したのものとして理解することが一面においては必要となるということである。図式的に整理するならば、その時代における基本的対立は、思想的には経験論、合理主義の思潮に対する直観主義、感情主義という対立であり、政治・経済的状況への姿勢におきかえればインダストリアルイズムとデモクラシーの進展についての pro と con として輪郭づけられるものであるが、われわれが問題としてきたかれの思想の転回は、対

立的存在としての直観主義・感情主義、さらにはインダストリアリズムとデモクラシーの進展に対する否定的な立場を自己の思想の枠組に補完的に包摂してより高次な認識段階に達しようとする意識、またそれゆえに、自己の立脚点については批判的でありながら対立的立場については寛容であろうとする、発想の主知主義的性格にその原因を求めることができるのである。そして、こうした主知主義の観点から構想される総合の次元とは、当然のことながら、対立的傾向を補完的に組み入れた両者の中間地点に求められるはずのものであった。それゆえに、時代の基本的課題であるインダストリアリズムとデモクラシーの評価——ミル自身においてはそれは「文明」と「知的アリストクラシー」の評価という形で提出されているが——にかんしても、肯定、否定のそれぞれの主張は、結局のところ部分的真理にすぎないのであって、究極的真理は一志向されるべき基本線——は両者の主張する諸論点の自立的認識者による取捨選択を経てはじめてえられるのだという思考が支配しているのである⁵⁹⁾。それゆえに、経験主義に立脚しながら、それと対立的な直観主義理論の逸することのできない価値を有しているとみなされる部分——「良心」に動機づけられる純内発的な行為の可能性——を自己の理論の枠組に取り入れるというかたちでなされたミルの行為——価値論の領域での変貌という問題も、そうした主知主義の観点からの総合の試みとして理解される一面をもっていることが注目されてよい。

以上、階級的利害を照尺とする維持——変革の軸と、認観自立性を照尺とする実感——知性の軸という次元を異にする尺度を併用してミルの行為——価値論の変貌の位置づけを試みてきたが、最後に、この異質な二つの尺度を同時に視野に入れながら結論的な評価を試みるとすれば次のようにいうことができるだろう。われわれが問題としたミルの思想的転回は、それが社会的現実から隔った哲学的領域の問題であるにせよ、基本的には、本格的発展段階に達した産業社会における体制内化しつつある中産階級の立場を反映している。しかし、卓越した知的教養をそなえたミルにおいてその反映は、自己の立脚点を相対的に距離化する

というかたちであらわれている。そしてこの相対的な認識の自立化は、個別的認識の部分性、有限性の自覚に発して、対立的観点を包摂するという経路をとってなされたために、その思想的母型であるベントム功利主義に比較して党派的な実践力——現実的有効性——という側面を稀釈させる結果となった。しかしその犠牲において、それは新しい社会組織の展開がよび起すところの本質的な問題性を洞察しうる高所に達することができた。その問題性とは、インダストリアリズム（合理化の昂進）とデモクラシー（非合理化の昂進）がもたらすところの人格的主体性と個人的自由に対する脅威ということである。時代に即していえば、そうした危機感に発するかれの解答提示は、保守主義的な観点への接近として規定することができる。しかし、そのような規定をはなれていけば、かれの存在被拘束性からの自立的であろうとした知的追究によって摘出されえた問題は、現代においても、われわれが立ち帰らねばならないものとして存在しつづけているのである。

註 1) Jeremy Bentham, *An Introduction to the Principles of Morals and Legislation*, 1789 (Clarendon Press) pp. 1—2. [堀秀彦訳「道徳および立法の原理序論(抄)」世界大思想全集 社会・宗教・科学思想篇7所収(河出書房) pp. 14—15]

2) *Ibid.*, p. 4 [〃 , p. 17]

3) *Ibid.*, p. 4 [〃 , p. 17]

4) Leslie Stephen, *The English Utilitarians*, 1900 Vol. I pp. 251—252.

5) Bentham, *op. cit.*, pp. 33—34 [〃 , p. 44]

6) *Ibid.*, pp. 24—25 [〃 , p. 37]

7) *Ibid.*, p. 25 [〃 , p. 37]

8) *Ibid.*, p. 27 [〃 , p. 39]

9) *Ibid.*, p. 30 [〃 , p. 41]

10) *Ibid.*, p. 31 [〃 , p. 42]

11) *Ibid.*, p. 71 [〃 , p. 76]

ベントムの行為の図式はすべて刑事事件の審理と罪科の評量に寄与する見地からなされており、この6つのうち(5), (6)は罪科の評量においてだけ考慮されるべきものとして最初の4つと区別されているが、行為論図式の枠組としてはその区別がないものとして共通項と考えておく。

12) *Ibid.*, p. 97 [〃 , p. 98]

13) *Ibid.*, pp. 87—88 [〃 , pp. 94—95]

14) *Ibid.*, p. 3 [〃 , p. 16]

15) Talcot Parsons, *Structure of Social Action*

1937. pp. 59-60
- 16) John Stuart Mill, *Dissertations and Discussions* Vol. 1, 1875 pp. 331-339. pp. 59-60
- 17), 18) *Ibid.*, p. 366.
- 19) *〃*, *Autobiography*, 1873 [「ミル自伝」朱牟田夏雄訳 (岩波文庫) pp. 236-237]
- 20) *〃*, *Utilitarianism*, 1863 (Everyman's Library) p. 7, [水田珠枝, 永井義雄訳, 「功利主義」世界思想教養全集6所収 (河出書房) p. 331]
- 21) *Ibid.*, p. 9, pp. 14-15 [*〃*, p. 333, pp. 340-341]
- 22) *Ibid.*, p. 16 [*〃*, p. 342]
- 23) *〃*, *Dissertations and Discussions*, Vol. 1 p. 389.
- 24) *〃*, *Utilitarianism*, p. 10, [*〃*, p. 335]
- 25) *Ibid.*, p. 11 [*〃*, p. 336]
- 26) *Ibid.*, p. 26 [*〃*, pp. 354-355]
- 27) *Ibid.*, p. 34 [*〃*, pp. 364-365]
- 28) *Ibid.*, p. 29 [*〃*, p. 358]
- 29) *Ibid.*, pp. 29-30 [*〃*, pp. 359-360]
- 30) *〃*, *A System of Logic*, 1843, Book VI, chap. 5.
- 31) *〃*, *Remarks on Bentham's Philosophy*, 1833 [山下重一訳, “ベンサム哲学”「アメリカの民主主義」(未来社)所収 pp. 114-115]
- 32), 33) *〃*, *Dissertations and Discussions* Vol. 1, p. 360.
- 34) Max Weber, *Soziologische Grundbegriffe*, 1921-22 [阿閉吉男, 内藤莞爾訳, 社会学の基礎概念 (角川文庫) p. 40]
- 35) Mill, *Dissertations and Discussions*. Vol. 1. p. 386.
- 36) 「内的結果」という表現, あるいはそれについての一そうの区分については, 小泉仰『ミル』(世界思想家全書, 牧書店)第3章第1節参照。
- 37) *〃*, *Principles of Political Economy* 1849, Book V, chap. 4, *On Liberty*, 1859, chap. 3, *Considerations on Representative Government*, 1861. 7.
- 38) *〃*, 「自伝」pp. 132-134.
- 39) ミルが哲学的急進派の盟友ロウバックと意見の疎隔を生じ, この派への密着を捨てて距離をおく態度をとるに至ったのは, このことが一つの機縁となっている。「自伝」pp. 137-140 参照。
- 40) *〃*, *Dissertations and Discussions* Vol. 1. p. 387.
- 41) Max Weber, op. cit., [邦訳, p. 40]
- 42) Mill, *Dissertations and Discussions* Vol. 1. p. 403.
- 44) *Ibid.*, p. 459 <Coleridge, 'Aids to Reflection,' pp. 37, 39>
- 44) Coleridge, Section I, Essay XV of the "Friend" 1818, From John Muirhead, *Coleridge as Philosopher*, 1930, p. 152.
- 45) Coleridge, *On the Constitution of the Church and State*, 1838 edn. p. 20.
- 46) *Ibid.*, p. 45.
- 47) *Ibid.*, p. 20.
- 48) Mill, op. cit., p. 425.
- 49) *Ibid.*, pp. 416-421.
- 50) “democracy”の語は, 当時未だにフランス革命以来の貶価の含意を脱しては, 政治用語としての市民権を獲得していなかったから, 語それ自体として使用されていたわけではない。
- 51) G. D. H. Cole, *A Short History of the British Working-Class Movement 1879-1947*, 1948, chap. V-1.
- 52) 横越英一, 近代政党史研究 (勤草書房) pp. 117-127.
- 53) G. D. H. Cole & Raymond Postgate, *The Common People 1746-1946*, 1961, pp. 257.
- 54) *Ibid.*, pp. 251-252.
- 55) Bentham, *Theory of Legislation*, originally edited by Etienne Dumont, 1802 translated from the French by Richard Hildreth, 1931, pp. 96-97
- 56) 57) Mill, 「自伝」p. 207, p. 208.
- 58) Mill, *Dissertations and Discussions*. Vol. 1. p. 399.
- 59) *Ibid.*, pp. 399-402.